

第1節 総則

第1条 (加入条項の適用)

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、当社の定める IKC 光アパートメント(施設利用サービス)加入条項（以下「本加入条項」といいます。）により、申込書の建物の表示欄に記載する建物（以下「本建物」といいます。）の各世帯に対して、第3条（本サービスの内容）および第32条（追加契約）で定めるサービス（以下あわせて「当社サービス」といいます。）を提供します。

第2条 (用語の定義)

本加入条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	本サービスの提供を受けるための契約
申込者	本サービスを希望する建物の所有者または管理組合
加入者	当社と本契約を締結している者
利用世帯	本建物の居住者（事務所、店舗含む。）
料金等	本サービスに関し、利用者が当社に対し支払うべき施設利用料（料金表）に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本施設	当社のサービスを提供するための施設
当社の施設	放送センターからV-O-N-Uの出力端子
加入者の施設	V-O-N-Uの出力端子以降で室内テレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット・直列ユニット）の出力端子までの施設
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器（ドロップクロージャ）の端子であって、加入者引込線を接続するためのもの（分岐分配器の端子が受信者端子となる場合は、その端子を含みます。）
引込線	引込端子（ドロップクロージャ）からV-O-N-Uまでの間を接続する光ファイバーケーブル
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

当社は、利用世帯に対し、放送サービスとして放送事業者の地上デジタル放送、BSデジタル放送のうち当社が定めた放送の同時放送サービスおよび自主放送（いるかチャンネル）（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスのうち、BSデジタル放送については、当社と加入者が、当社所定の書類に必要事項を記入のうえ、申し込み場合に限り提供するものとします。

2. 当社は、放送事業者の開局や閉局等、やむを得ぬ理由により本サービスの内容を変更できるものとします。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第4条 (提供区域)

当社は、総務大臣に申請した区域において、本サービスを提供するための当社の設備により、本サービスを提供するものとします。本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。

第2節 本契約

第5条 (本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、契約成立日から3年間（以下「最低契約期間」といいます。）とします。ただし、最低契約期間満了の1ヵ月前までに当社または加入者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとします。ただし、本契約の最低利用期間については、申込書で定めた内容が優先するものとします。

第6条 (本契約の成立と利用開始日)

申込者は、本加入条項を承認の上、当社所定の申込書により、当社に本サービスの加入の申し込みを行うものとします。また、本契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。なお、本契約の締結をもって過去の本建物に関する契約は失効するものとし、本契約のみ有効な契約とします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 本契約成立後、本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、本サービスの利用に、機器の設置や設備の工事が必要なサービスは、設置および工事が完了した日とします。

4. 本契約は本建物ごとと締結されるものとし、当該契約の成立をもって当社は利用世帯に本サービスを提供するものとします。

第7条 (本契約の不成立)

当社は、前条（本契約の成立と利用開始日）第1項に定める本契約の申し込みを承諾するにあたり、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該申し込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が申込書に虚偽の事実を記載した場合

(2) 申込者が料金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合

(3) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

(4) 申込者が本加入条項に違反するおそれがあると認められる場合

(5) その他当社の業務の遂行上、著しい支障がある場合

2. 前項により本サービスの本契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、申込者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

第3節 契約事項の変更

第8条 (申込書記載事項の変更)

加入者は、申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、変更希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 当社は、第7条（本契約の不成立）の規定に準じ、本案の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条 (名義変更および権利譲渡等)

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

(1) 加入者の改称

(2) 承継

(3) 譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の方法により、名義変更希望日の10日前までに当社に通知するものとします。

4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

5. 加入者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または買与することはできません。

6. 加入者が建物の所有者となった場合において、本建物に管理組合が設立されたときは、加入者は本契約の権利義務の一切を管理組合に承継するものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第10条 (当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。

(1) 本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合

(2) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

(3) 本加入条項に違反するおそれがあると認められる場合

(4) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条 (本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。

(1) 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合

(2) 本施設に障害が生じた場合

(3) 天災地変が生じた場合

(4) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスを休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 本契約の解除

第12条 (解約)

加入者は、本契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日の1ヵ月前までに当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

2. 前項による解約の場合、加入者は、月額利用料を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

3. 加入者は、最低契約期間内に解約する場合には、当社に対して、申込書に記載する解約違約金を支払うものとします。

4. 当社の責めに帰すべき事由によらずに、第1項による解約がなされた場合、当社は、当社の施設を撤去し、加入者が所有もしくは占有する敷地、建物、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

5. 本契約の解約に伴い、第32条（追加契約）に規定する当社と利用世帯との間で締結された契約については、同時に解除されることがあるものとします。

第13条 (当社が行う本契約の解除)

加入者に、本加入条項に違反する行為があった場合には、当社は、あらかじめ期間を定めた改善の催告の上、または違反行為をした者の都合により催告が到達しない場合は、通知および催告なしに、本契約を解除することができるものとします。

2. 前項については、前条（解約）第2項の規定を準用するものとします。

3. 電力・電話の無電柱化等、加入者および当社いずれの責にも帰することのできない事由により当社の施設の変更を余儀なくされ、かつ当社の施設の代替構築が困難な場合、当社は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。

4. 前条（解約）または本案の契約の解除により、利用世帯が当社のサービスを受けられなくなった場合、その責は加入者が負うものとし当社は関与しないものとします。

第6節 料金等

第14条 (料金等)

加入者は、料金等のうち、施設利用料（料金表）に定める月額利用料を本建物の総戸数分、当社に毎月支払うものとし、空き室、居住者の入退去による料金の変更は行わないものとします。

2. 加入者は、料金等のうち、申込書に記載する工事費およびその他諸費用が本加入条項の各条項により発生する場合、当該費用を当社に支払うものとし、

3. 加入者は、前各項の料金等および消費税等相当額を含んだ額を当社に支払うものとします。また、消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

4. 日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）は、料金等の中に含まれません。利用世帯とNHKとの間で手続きを行うものとします。

5. 当社は、社会経済情勢の変化にともない、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第15条 (料金等の支払い方法)

加入者は、前条（料金等）に規定する料金等を当社が指定する期限までに当社が指定する方法により支払うものとし、

2. 前各項において、加入者から当社に対する支払いにあたり、手数料が発生する場合は、加入者の負担とします。

3. 加入者は、本案の料金等について、当社の同意を得たうえで、第1項に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第16条 (遅延損害金)

加入者が料金等その他加入条項に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算によります。）の割合による遅延損害金を支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第7節 施設等

第17条 (施設の設置および費用負担)

当社は、本施設のうち、当社の施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、本建物への引込端子以降で自営柱の建柱、地下埋設等を必要とする場合は、加入者はその費用を負担するものとします。

2. 加入者は、本施設のうち、加入者の施設を所有し、その設置および調整に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、加入者の施設の設置を当社以外に行わせる場合は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指示に従うものとし、当社の求める資料（竣工図書等）を当社に提出するものとします。なお、加入者の施設において、本施設を維持するために必要な電気料金等が発生する場合には、加入者が負担するものとします。

3. 前項に定める加入者の施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は、当該施設の設置に要する費用を当社に支払うものとし、

4. 加入者は、加入者の各種変更の希望により加入者の施設および当社の施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第18条 (設置場所の無償使用)

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、建物または構築物等を加入者の了承の下に無償で使用できるものとします。

2. 当社は、本サービスまたは第32条（追加契約）に定めるサービスの提供のために、加入者の施設を無償で使用できるものとします。

第19条(便宜の供与)

加入者は、当社が本サービスまたは第32条(追加契約)に定めるサービスを提供するための本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、建物、構築物等の出入りおよび使用について協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第20条(調査および故障)

- 当社または当社の指定する業者は、加入者または利用世帯から本施設に関する異常の通知を受けた場合、これを調査し、必要な措置を講じます。なお、調査および必要な措置に関する費用(以下「技術料」といいます。)、は、第17条(施設の設置および費用負担)に定める所有者が負担するものとします。
- 加入者は、次の各号に該当する場合には当社では対応が出来ないおそれがあること、または前項の定めに関わらず技術料が有償となることについて了承するものとします。
 - 増設等により利用世帯の施設に変更が施されていた場合
 - 原因となった箇所が棟内の同軸ケーブル(壁内に配線された同軸ケーブルを含む)であった場合
 - 利用世帯のテレビ(テレビ配線を含む)、パソコン等に起因する受信異常の場合
 - 加入者および利用世帯または第三者の故意または過失による障害の場合
 - 原因が不測の事故や自然災害の場合
 - 前各号に該当しない等、特殊対応が必要となる際の技術料等については、当社および加入者は、協議のうえ合意し、必要な措置を講ずるものとします。

第21条(加入者の協力)

- 当社は、本施設の保守、点検などによる維持管理の必要上、本建物の利用世帯内の室内テレビ端子での受信状態、信号等を確認するために、利用世帯に対し当該確認の実施にかかる案内の配付と戸別訪問をすることができるとし、当社は事前に了承を得た利用世帯に対して当該確認を実施することができるものとします。また、加入者は、当社の要請に基づき、当該確認の実施に対し協力をするとし、本建物の管理運営等に関わる第三者に対しても、協力を要請を行うものとします。
- 当社は、当社のサービスの内容および本建物に設置されている施設等について、必要に応じて利用世帯に説明をすることができるものとします。また、加入者は、当社の要請に基づき、当該説明等に対し協力をするとし、協力を要請するものとします。

第8節 雑則

第22条(再委託)

加入者は、当社が本契約により加入者および利用世帯に対し提供する業務を第三者に再委託することができることをあらかじめ承諾するものとします。

第23条(利用世帯からの連絡)

- 当社が本施設の維持管理のために利用世帯に連絡をする必要がある場合、加入者は当該利用世帯に当社への連絡を求められるものとします。
- 当社は、前項の利用世帯に関する個人情報について、第27条(個人情報)の規定に基づいて適正に取り扱うものとします。

第24条(表明保証)

- 加入者および当社は、現時点および将来にわたって、次の各号の事項を表明し保証するものとします。
- 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業(関係者)、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団または暴力団以外の威嚇的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。))ではなく、かつそのおそれもないこと
 - 自らの役員、またはこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主(出資者)等は反社会的勢力もしくはこれらに準ずるものではなく、かつそのおそれもないこと
 - 当社が本契約に基づく業務遂行のため第三者を利用する場合には、当該第三者が前各号のいずれにも該当しないこと

第25条(反社会的勢力等の排除)

- 加入者について前条(表明保証)に反する事実が判明したとき、または、加入者が自らもしくは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、当社は、何等の催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。
- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 傷害、脅迫、恐喝、器物破損、けん銃不法所持等の暴力的犯罪行為をした場合
 - 当社に対して、反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動等をとった場合
 - 当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合
 - 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - その他前各号に準ずる行為
- 前項に定める解除により加入者およびその他の第三者に生じた損害等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第26条(機密保持)

- 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
- 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第27条(個人情報)

- 当社は、加入者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 当社は、加入者の個人情報が当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
 - 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第28条(加入条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で加入者に告知することにより、サービス内容等を変更することができます。その場合の提供条件は、変更後の本加入条項によります。

第29条(損害賠償の免責および特約事項)

- 当社が、第10条(本サービス提供の停止)および第11条(本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止および廃止したことによって加入者および利用世帯が被害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 第9条(名義変更および権利譲渡)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者および利用世帯が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 - 加入者または利用世帯が、本加入条項に違反し、または、本サービスおよび本サービスを介して他のサービスを利用したことに伴う故意もしくは過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、加入

- 30者または利用世帯は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
- 第12条(解約)および第13条(本契約の解除)により本契約が終了した場合に、利用世帯が別途支払ったNHKの受信料(衛星契約を含みます。)の視聴料が払い戻されず、利用世帯に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
- その他加入者および利用世帯に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
- 不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第30条(責任の制限)

- 当社の責めに帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ当社が当該事実を知った時から起算して月のうち連続10日以上この状態が継続した場合、当社は、第14条(料金等)第1項に定める当該月の月額利用料を無料にするものとします。
- 第三者の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できない状態が発生した場合、当社は、加入者の請求に基づき、第三者から受領する損害賠償額を限度として、加入者に対する損害賠償額を適正に算定し賠償するものとします。ただし、当該賠償は、当該事実が発生した日から起算して3ヵ月以内に請求されたものに限り適用するものとします。

第31条(本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、本契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
- 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第32条(追加契約)

- 本サービス以外の当社のサービスの提供契約については、希望するサービスにかかる契約約款等に基づき、利用世帯と当社との間で別途個別に締結を行います。なお、当社の施設や建物の設備状況等によっては一部のサービスが利用できない場合があります。
- 前項以外当社を経由して第三者が行うサービスの提供契約については、当該サービスにかかる契約約款等に基づき、利用世帯と当社またはサービスを提供する第三者との間で別途個別に締結を行います。

第33条(国内法への準拠)

本契約は日本国国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については、熟海簡易裁判所または沼津地方裁判所を直轄裁判所とします。

第34条(定めなき事項)

本契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、本契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本加入条項に関する付則

- 当社は特に必要があるときには、本加入条項に特約を付することができるものとします。
- 激変緩和措置による東京波地上デジタル放送(テレビ東京)の同時再放送サービスは、2026年3月31日までの期間限定放送となります。放送局との協議により、放送期間を延長する場合があります。放送期間を延長する場合には、当社ホームページにて周知するものとします。
- 本加入条項は、2023年9月1日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様の料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●「保守特別プラン」に関する特約

- (サービスの内容)
「保守特別プラン」は、第20条(調査および故障)第1項の規定により、加入者に発生する技術料が無償となるサービスです。
- (申し込み)
加入者の施設が、当社が定める設備基準に適合し当社が認める場合は、加入者は「保守特別プラン」を申し込むことができます。

●「建物使用承諾」に関する特約

- 加入者が管理する本建物の利用世帯に対し、当社が、第32条(追加契約)の規定によるサービスを提供するに際して、本特約に同意される場合、加入者は施設利用料(料金表)に定める「建物使用承諾同意」料金を本サービスを利用することができます。

●(建物使用承諾の内容)

- 本建物への工事方法は、以下の内、当社が必要と判断した必要最低限の工事によります。
 - 建物電話配管への通線工事
 - 建物外壁への露出配線工事(必要に応じてビス留めをします。)
 - および入線工事(エアコン等の穴から入線または壁に直径1〜2cm前後の穴を空けてケーブルを通します。)をを行います。なお、施工箇所は、コーキング剤にて防水処理をします。
- 工事方法について、特に指示が必要な場合は、加入者または利用世帯が工事時に立会い、当社または当社の指定する業者に指示のもと工事を行うものとします。
- 利用世帯が当社のサービス利用を終了する際には、加入者より特に指示がある場合を除き、第32条(追加契約)に基づく施設の内、当社の施設については、当社が、利用世帯の所有する施設については、利用世帯が責任を持って撤去することとします。
- 加入者の了承のうえ、利用世帯の所有する施設を設置したまま退去する場合には、利用世帯はその施設に関する一切の権利を放棄することとします。
- 本特約に関して疑義が生じた際には、当社および加入者は、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

●施設利用料(料金表)

※消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、料金等が発生する日の属する月のものが適用され、契約締結日以降に消費税率が変更となった場合、税込み金額は変動します。

施設利用コース	月額利用料/世帯	オプション	
		BS デジタル放送/世帯	保守特別プラン/世帯
IKC 光 Apartment 放送	1,300円(税込1,430円)	200円(税込220円)	500円(税込550円)
IKC 光 Apartment 放送(建物使用承諾同意)	1,000円(税込1,100円)	200円(税込220円)	500円(税込550円)